

国民健康保険・後期高齢者医療保険に ご加入の皆様へ

○被保険者証の発行は、令和6年12月2日で廃止されます。

現行の被保険者証の発行は、令和6年12月2日で廃止され、以降はマイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）を基本とする仕組みに移行します。

なお、令和6年12月1日までに交付された被保険者証は、住所や負担区分等に変更がない限り有効期限までこれまでどおりお使いいただけます。

○令和6年12月2日（被保険者証の発行廃止）以降

■マイナ保険証の利用登録をされていない方

- マイナ保険証の利用登録をされていない方へは、資格確認書を交付します。
- 病院等を受診する際は、必ず資格確認書を窓口へ提示してください。
- 資格確認書を病院等の窓口で提示することで、一定の窓口負担で受診することができます。

資格確認書とは

マイナ保険証の利用登録をされていない方、またはマイナ保険証の利用登録をされている方で申請により資格確認書が必要と認められた方へ交付される健康保険の資格情報（被保険者番号、負担割合等）が確認できる書類です。資格確認書を医療機関等で提示することで、一定の窓口負担で受診することができます。

■マイナ保険証の利用登録をされている方

- マイナ保険証の利用登録をされている方へは、資格情報のお知らせを交付します。
 - 病院等を受診する際は、必ずマイナ保険証を提示してください。
- マイナ保険証の読み取りができない場合は、下記のいずれかで受診することができます。
- ①スマートフォンの資格情報画面とマイナ保険証を窓口で提示する
 - ②資格情報のお知らせとマイナ保険証を窓口で提示する

資格情報のお知らせとは

マイナ保険証の利用登録をされている方へ交付されるご自身の資格情報（被保険者番号、負担割合等）を確認することができるお知らせです。

※資格情報のお知らせのみでは、病院等の受診はできませんのでご注意ください。

お問い合わせ：健康保険課 国保係 ☎966-1217